二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　佐賀県唐津市七山荒川字大空五一八の一、五一八の一三、五一八の二〇、五一九の一、五一九の三、五一九の九、五一九の一〇、字登立九六四の五、九六四の八、九六四の一〇、九六四の一五、九六四の一六、九六四の三〇、九六四の三一、九六四の三四、九六四の四八、九六四の五二から九六四の五四まで、九六六の一、九七〇の一、七山池原字下嶽甲三〇四二の五から甲三〇四二の八まで、甲三〇四二の一九から甲三〇四二の二一まで、甲三〇四四、甲三〇六二、字上嶽甲二九三二の一、甲二九三一の一三、甲二九三一の一八から甲二九三一の二〇まで、甲二九三二の二二、甲二九三一の五三から甲二九三一の五五まで、甲二九三九、字袋口甲二九九六の一、甲二九九六の三、甲三〇〇九の九、甲三〇〇九の一〇、七山馬川字梨木原一三九六、一三九七の一、一三九七の二、七山木浦字政ノ木二八八九の四四、字薮田五七五の一、六一三の一、七山仁部字岩屋二二六六から二二六八まで、二二九三、二二九四の一、二二九五の一、二二九五の二、二二九五の五、二二九五の六、字小屋敷二四一八、字柳宇土二三九八から二四〇〇まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字梨木原一三九六、一三九七の一、一三九七の二

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十六号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十五年一月一日から同年三月三十一日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

平成二十五年四月十九日

農林水産大臣　林　芳正

品種	平均売買価格（消費税額分を含む。）
黒毛和種	一頭につき、四五二、七〇〇円
褐毛和種	一頭につき、四〇一、八〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、一七〇、八〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、一〇五、四〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、二四一、二〇〇円

○国土交通省告示第四百五十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十九日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
中央自動車道西宮線	京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字一丁田五番一から同府乙訓郡大山崎町字下植野小字上古八番七まで	平成二十五年四月二十一日十五時

○国土交通省告示第四百五十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年四月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

能登部下川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

石川県鹿島郡中能登町

能登部下ト　五番　一号及び八号から十三号まで

二番一　二号から四号まで

三番　五号及び六号

四番　七号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

奥の谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

石川県白山市数瀬町

ロ　一三番一　一号

九番　二号

三番乙　三号

甲　九番一　四号

イ　二七七番　五号

甲　五番八四　六号及び七号

五番八五　八号及び九号

五番八六　十号

五番八七　十一号

二　一二番丁　十二号

一一番　十三号

甲　四番一三　十四号及び十五号

二　二番　十六号

イ　二七四番甲　十七号

二九番　十八号

一四番　十九号

一〇番一　二十号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

石川県小松市金平町

ヤ　一番四　一号

三番三　二号から四号まで

三番二　五号

三番一　六号及び七号

四番八　八号及び九号

四番四　十号

四番三　十一号

四番二　十二号

四番一　十三号

一三番五　十四号

一三番四　十五号

一三番二　十六号

一三番一　十七号

二番四　十八号及び十九号

二番三　二十号

二番一　二十一号

○国土交通省告示第四百五十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年四月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

築出沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和八年内務省告示第四百三十二号で指定した土地の区域を除く。）

青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字一ッ森町

西赤石山国有林二〇三六林班

ふ小班　一号から三号まで及び八号から十五号まで

に小班　四号

ろ小班　五号から七号まで

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

九艘泊川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域